処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第12条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第188号

【基準】

第12条及び十和田市温泉施設条例施行規則第7条の規定による。

(使用料の環付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第7条 条例第12条の規定による使用料の還付は、すでに使用料を納付している者が温泉の受給を廃止し、又は休止したときに行うものとする。
- 2 前項の還付する使用料の額は、その月において温泉の供給を受けなかった日数を、30で除 して得た数に、当該使用料を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切 り捨てた額)とする。
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の使用料の還付を決定したときは、使用料還付決定通知書(様式第12号)により申請者に通知する。

標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	権利譲渡等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第188号

【基準】

第14条並びに十和田市温泉施設条例施行規則第11条、第12条及び第13条の規定による。 (権利の譲渡又は名義の変更)

- 第14条 受給者は、温泉受給の権利を譲渡しようとするときその他規則で定める事由により 名義を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしてはならない。
 - (1) 使用料の未納があるとき。
 - (2) 温泉施設の新設が必要となるとき。

(名義変更の事由)

- 第11条 条例第14条の規則に定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
 - (1) 給湯施設(土地及び建物を含む。)を法定相続権のある者に贈与したとき。
 - (2) 温泉の受給権を個人から法人に移行したとき(受給者に実質的な変更を生じない場合に限る。)。
 - (3) 法人の名称又は商号を変更したとき。
 - (4) 法人の組織変更をしたとき。
 - (5) 会社分割又は合併により、財産、権利及び義務を承継したとき。

(権利譲渡等の許可申請)

- 第12条 条例第14条の規定により、温泉受給の権利の譲渡又は名義の変更(以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、温泉受給権譲渡等許可申請書(様式第16号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 温泉受給許可書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、温泉受給権譲渡等許可書(様式第17号)を申請者に交付するものとする。

(権利譲渡等の届出)

- 第13条 受給者から温泉受給の権利の譲渡等を受けた者は、温泉受給権譲渡等届出書(様式第 18号)に、その事実を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をした者は、譲渡等の事実のあった日から温泉の使用料を納付しなければならない。

標準処理期間	15日
--------	-----

		十和田市	条例適用申請	青に対す	⁻ る処分個票
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市馬事公苑条例 第6条
例規番号	平成17年条例第266号

【基準】

第6条の規定による。

(行為の制限)

- 第6条 馬事公苑において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、次条第1項各号に掲げる施設において、第1号から第4号までに掲げる行為をするときを除く。
 - (1) 行商、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真の撮影等をすること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) その他営利を目的とした行為をすること。
 - (5) 展示資料等の写真撮影又は拓本複写等をすること。
 - (6) 営利行為を伴わない占有の利用をすること。
 - (7) 印刷物、ポスター等を配付し、又は掲示すること。
 - (8) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。
 - (9) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
 - (10) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が馬事公苑の管理運営上特に必要があると認めた 行為をすること。

標準処	処理期間	5日	
備考			

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市馬事公苑条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第266号

【基準】

第7条及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可)

- 第7条 馬事公苑の施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の 許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 称徳館の企画展示ホール及び和室
 - (2) エントランス広場
 - (3) 交流館の厨房
 - (4) 駒っこ牧場の馬場
 - (5) 高森山総合案内所
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、馬事公苑の管理上必要な条件を付すことがで きる。

(使用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとす る。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 馬事公苑の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、馬事公苑の施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間

1日

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

処分の概要	使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市馬事公苑条例 第12条
例規番号	平成17年条例第266号

【基準】

第12条及び十和田市馬事公苑条例施行規則第11条の規定による。

(使用料等の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めたとき、その他特別の理由があると認めたときは、 その申請により使用料、観覧料及び特別観覧料(以下「使用料等」という。)の全部又は一部 を減額し、又は免除することができる。

(使用料、観覧料及び特別観覧料の減免)

- 第11条 条例第12条の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をする使用料の額は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 十和田市が主催して使用するとき 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が観光、文化等の振興に寄与するために使用するとき 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して使用するとき 使用料の100分の60に相当する額
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 2 条例第12条の規定により減免する観覧料及び特別観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 十和田市が主催し、又は共催する事業に伴い観覧するとき 観覧料及び特別観覧料の 全額又は一部の額
 - (2) 行政視察のために観覧するとき 観覧料及び特別観覧料の全額
 - (3) 身体障害者の観覧を介助するとき 観覧料及び特別観覧料の全額
 - (4) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員が園児、児童及び生徒の引率により観覧するとき 観覧料及び特別観覧料の全額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 観覧料及び特別観覧料の全額
- 3 使用料、観覧料及び特別観覧料(以下「使用料等」という。)の減免を受けようとする者は、 馬事公苑使用料等減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請により使用料等の減免を決定したときは、馬事公苑使用料等減免決定 通知書(様式第12号)により当該申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間

3日

		十和田市	条例適用申請	青に対す	⁻ る処分個票
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用料等の還付承認
例 規 名根 拠条項	十和田市馬事公苑条例 第13条ただし書
例規番号	平成17年条例第266号

【基準】

第13条及び十和田市馬事公苑条例施行規則第12条の規定による。

(環付

第13条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により使用又は 入館することができなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めたときは、その 全部又は一部を還付することができる。

(還付)

- 第12条 条例第13条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに馬事公苑使用取消届の提出があったとき 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 使用料の100分の30 に相当する額
- 2 条例第13条ただし書の規定により還付する観覧料及び特別観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 称徳館の管理上の必要により観覧できなくなったとき 観覧料及び特別観覧料の全額
 - (2) 入館者の責めに帰さない理由により観覧できなくなったとき 観覧料及び特別観覧 料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 観覧料及び特別観覧料の全額
- 3 使用料等の還付を受けようとする者は、馬事公苑使用料等還付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請により使用料等の還付を決定したときは、馬事公苑使用料等還付決定 通知書(様式第14号)により当該申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日 令和 4 年 3 月 31 日 最終変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日	設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日
--	-------	-----------	---------	----------



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市馬事公苑条例 第14条
例規番号	平成17年条例第266号

【基準】

第14条の規定による。

(特別の設備等)

第14条 第6条又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、馬事公苑の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日
------------------	---------	---	---	---

処分の概要	観覧料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第59号

【基準】

第6条及び十和田市現代美術館条例施行規則第5条の規定による。

(観覧料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めたときは、観覧料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の減免)

- 第5条 条例第6条の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をする観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 介助を要する者の観覧を介助するとき 観覧料の全額
 - (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の職員が園児、児童及び生徒の引率により観覧するとき 観覧料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 2 条例第10条第2項において準用する条例第6条の規定により減免をする使用料の額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は共催して使用するとき 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が芸術文化の進展に寄与するために使用するとき 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 個人が自作の美術作品のみを出品する展覧会を開催する(共同開催する場合を含む。) ために使用するとき 使用料の100分の70に相当する額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 3 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者の取扱いによる観覧については、当該旅行業者が、条例別表第1に規定する観覧料の額(団体による観覧の場合にあっては、その合計額)に市長が定める割合を乗じて得た額を観覧料として、市に納付しなければならない。この場合において、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。
- 4 観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)の減免を受けようとする者は、美術館観覧 料減免申請書(様式第3号)又は現代美術館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しな ければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免を決定 したときは、美術館観覧料減免決定通知書(様式第5号)又は現代美術館使用料減免決定通知 書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

備考							
設定年月日	3	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	観覧料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第59号

【基準】

第7条及び十和田市現代美術館条例施行規則第6条の規定による。

(観覧料の環付

第7条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めたと きは、当該観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(還付)

- 第6条 条例第7条ただし書の規定により還付する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 美術館の管理上の必要により観覧することができなくなったとき 観覧料の全額
 - (2) 美術館に入館して展示物等を観覧する者(以下「観覧者」という。)の責めに帰さない 理由により観覧することができなくなったとき 観覧料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 2 条例第10条第2項において準用する条例第7条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第11条に規定する美術館撮影等使用・取消届の提出があったと き 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 3 観覧料等の還付を受けようとする者は、美術館観覧料等還付申請書(様式第7号)を市長に 提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、還付の決定をしたときは、美術館観覧料等還付決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第59号

【基準】

第9条及び第11条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (毎田の許可)

- 第9条 現代美術館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第11条 現代美術館を使用しようとする者又は使用者が、現代美術館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、現代美術館の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 第8条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は第9条第2項の許可の条件に違反するとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 現代美術館の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第10条第2項において準用する第6条
例 規 番 号	平成19年条例第59号

【基準】

第10条及び準用する第6条並びに十和田市現代美術館条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の納付並びに減免及び還付)

- 第10条 現代美術館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める 使用料を許可と同時に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたと きは、この限りでない。
- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の使用料について準用する。

(観覧料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めたときは、観覧料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の減免)

- 第5条 条例第6条の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をする観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 介助を要する者の観覧を介助するとき 観覧料の全額
 - (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の職員が園児、児童及び生徒の引率により観覧するとき 観覧料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 2 条例第10条第2項において準用する条例第6条の規定により減免をする使用料の額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は共催して使用するとき 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が芸術文化の進展に寄与するために使用するとき 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 個人が自作の美術作品のみを出品する展覧会を開催する(共同開催する場合を含む。) ために使用するとき 使用料の100分の70に相当する額
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 3 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者の取扱いによる観覧については、当該旅行業者が、条例別表第1に規定する観覧料の額(団体による観覧の場合にあっては、その合計額)に市長が定める割合を乗じて得た額を観覧料として、市に納付しなければならない。この場合において、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。
- 4 観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)の減免を受けようとする者は、美術館観覧 料減免申請書(様式第3号)又は現代美術館使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しな ければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免を決定

十和田市 条例適用申請に対する処分個票

したときは、	美術館観覧料減免決定通知書	(様式第5号)又は野	見代美術館	馆使用?	料減免	央定通知
書(様式第6号)により当該申請をした者に通	知するものとする	る。			
播维加莱姆眼	2 □					
標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第10条第2項において準用する第7条ただし書
例規番号	平成19年条例第59号

【基準】

第10条及び準用する第7条並びに十和田市現代美術館条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の納付並びに減免及び還付)

- 第10条 現代美術館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める 使用料を許可と同時に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたと きは、この限りでない。
- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の使用料について準用する。

(観覧料の還付)

第7条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めたと きは、当該観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(環付)

- 第6条 条例第7条ただし書の規定により還付する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 美術館の管理上の必要により観覧することができなくなったとき 観覧料の全額
 - (2) 美術館に入館して展示物等を観覧する者(以下「観覧者」という。)の責めに帰さない 理由により観覧することができなくなったとき 観覧料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 2 条例第10条第2項において準用する条例第7条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第11条に規定する美術館撮影等使用・取消届の提出があったとき 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき 市長が別に定める 額
- 3 観覧料等の還付を受けようとする者は、美術館観覧料等還付申請書(様式第7号)を市長に 提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、還付の決定をしたときは、美術館観覧料等還付決定通知書(様式第8号)により当該申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間

3日

		十和田市	条例適用申請	青に対す	⁻ る処分個票
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例 第12条
例 規 番 号	平成19年条例第59号

【基準】

第12条の規定による。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、現代美術館の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入 し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	撮影等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例施行規則 第7条第2項
例 規 番 号	平成20年規則第17号

【基準】

第7条の規定による。

(許可を要する行為)

- 第7条 条例第8条第4号の規則で定める行為は、模造又は写真原版若しくはデジタルデータの 使用(現代美術館が所有する写真原版又はデジタルデータを使用する場合を含む。)とする。
- 2 条例第8条第4号の許可を受けようとする者は、美術館撮影等許可申請書(様式第9号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、撮影、模写 又は第1項に規定する行為(以下「撮影等」という。)の許可を決定したときは、美術館撮影 等許可書(様式第10号)を当該申請をした者に交付するものとする。この場合において、市長 は、管理上必要な条件を付することができる。

標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	撮影等の許可事項の変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市現代美術館条例施行規則 第9条第1項
例 規 番 号	平成20年規則第17号

【基準】

第9条の規定による。

(許可事項の変更)

- 第9条 条例第8条第4号又は条例第9条第1項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が 許可を受けた事項を変更しようとするときは、許可事項変更申請書(様式第13号)に既に交 付されている美術館撮影等許可書又は現代美術館使用許可書を添付し、市長に提出しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の許可を決定したときは、許可事項変更許可書(様式第14号)を使用者等に交付するものとする。

標準処	0.理期間	1日	
備考			

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市観光物産交流施設条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成23年条例第27号

【基準】

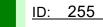
第6条及び第10条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第6条 観光物産交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第10条 市長は、観光物産交流施設を使用しようとする者又は使用者が観光物産交流施設の 使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、 又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反するとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 観光物産交流施設の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日				
備考					
		1	T		
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	目



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市観光物産交流施設条例 第8条
例 規 番 号	平成23年条例第27号

【基準】

第8条及び十和田市観光物産交流施設条例施行規則第8条の規定による。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第8条の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)する使用料の額は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は国若しくは地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が観光及び物産の振興に寄与するために使用する場合 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して使用する場合 使用料の100分の60に相当する額
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額
- 2 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、観光物産交流施設使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、観光物産交流施設使用料減免 決定通知書(様式第7号)により当該使用者に通知するものとする。

標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市観光物産交流施設条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成23年条例第27号

【基準】

第9条及び十和田市観光物産交流施設条例施行規則第9条の規定による。

(使用料の環付)

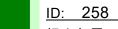
第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めると きは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第9条 条例第9条ただし書きの規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第6条に規定する観光物産交流施設使用取りやめ届の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の100分の30 に相当する額
- 2 条例第9条ただし書きの規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、観光物産交流施設使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、観光物産交流施設使用料還付決定通知書(様式第9号)により当該使用者に通知するものとする。

標準処	型 期間	3日			
備考					

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市観光物産交流施設条例 第11条
例規番号	平成23年条例第27号

【基準】

第11条の規定による。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、観光物産交流施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を 搬入し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間	5日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	 月	日	
L ~ I // -	14 115 7 1 0 74 07 15	*******	'	/ •		

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖観光交流センター条例 第5条第1項
例規番号	平成26年条例第23号

【基準】

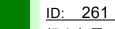
第5条及び第9条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第5条 観光交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第9条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が観光交流センターの使用 につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は 使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 第4条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖観光交流センター条例 第7条
例 規 番 号	平成26年条例第23号

【基準】

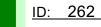
第7条及び十和田市十和田湖観光交流センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第7条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は国若しくは地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が観光の振興又は地域社会の活性化に寄与するために使用する場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、十和田市十和田湖観光交流センター使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市十和田湖観光交流センター条例 第8条ただし書
例規番号	平成26年条例第23号

【基準】

第8条及び十和田市十和田湖観光交流センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の環付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第8条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第5条第3項の届出書の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 使用料の100分の30 に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、十和田市十和田湖観光交流センター使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、十和田市十和田湖観光交流センター使用料還付決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市地域交流センター条例 第6条
例規番号	令和4年条例第16号

【基準】

第6条及び第7条及び第11条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第6条 センター(中庭にあっては、占用して使用する場合に限る。)を使用しようとする者は、 あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとすると きも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の期間等)
- 第7条 センターの使用の期間及び回数は、使用の期間にあっては引き続き3日(写真、絵画等の展示会等に使用する場合は、5日)を、使用の回数にあっては同一の者につき毎年度50回を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

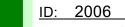
- 第11条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がセンターの使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反するとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理	期間	5日			
備考					

設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市地域交流センター条例 第9条
例規番号	令和 4 年条例第16号

【基準】

第9条及び十和田市地域交流センター条例施行規則第10条の規定による。

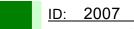
(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を 減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第9条の規定により減免する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、条例第8条第1項ただし書又は第2項の使用料は、 第1号の規定に該当する場合を除き、減免しない。
 - (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合 冷暖房の使用料並び に附属設備及び備品類の使用料以外の使用料の100分の30に相当する額から100分の100 に相当する額までの範囲内で市長が定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、地域交流センター使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、地域交流センター使用料減免決定通知書(様式第7号)により申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	5日				
備考					
	,				
設定年月日	令和 5 年 9 月 20 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名根 拠条項	十和田市地域交流センター条例 第11条ただし書
例規番号	令和4年条例第16号

【基準】

第10条及び十和田市地域交流センター条例施行規則第11条の規定による。

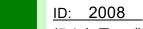
(使用料の環付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認め たときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第11条 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第7条第3項の届出書の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 使用日の7日前までに第7条第3項の届出書の提出があった場合 冷暖房の使用料 並びに附属設備及び備品類の使用料の額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、地域交流センター使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、地域交流センター使用料還付決定通知書(様式第9号)により申請をした者に通知するものとする。

標準処理期間	5日					
備考						
設定年月日	令和 5 年 9 月 20 日	最終変更年月日	年	——— 月	日	



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市地域交流センター条例 第12条
例規番号	令和4年条例第16号

【基準】

第12条の規定による。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、センターの使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物品を搬入し、 これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	5日
--------	----

設 定 年 月 日	設定年月日	令和5年9月20日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	指定工場等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市企業立地奨励条例 第3条第2項
例規番号	平成17年条例第168号

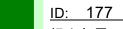
【基準】

第3条の規定による。

(申請及び指定等)

- 第3条 工場等の新設又は増設について指定を受けようとする事業者は、規則の定めるところ により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、新設又は増設に係る工場等の事業者が次に掲げる要件に該当し、かつ、市産業経済の健全な発展に寄与すると認めるときは、当該工場等を指定工場等として指定するとと もに、当該事業者を指定事業者として認定する。
 - (1) 工場等の新設の場合は、固定資産投資額が1,500万円以上で、かつ、従業員が操業開始後1年以内に、製造業(第2条第2号アに規定する事業をいう。以下同じ。)にあっては10人、製造業以外の事業(同号イ、ウ及びエに規定する事業をいう。以下同じ。)にあっては5人を超えるもの
 - (2) 工場等の増設の場合は、固定資産投資額が1,500万円以上で、かつ、従業員が増設以後1年以内に、製造業にあっては5人、製造業以外の事業にあっては3人を超えるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、指定工場等の指定を受けようとする事業者が同項第1号又は第2号に規定する従業員の要件を満たす場合で、かつ、当該事業者の親会社又は子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号又は第3号に規定する親会社又は子会社をいう。以下この項において同じ。)が前項第1号又は第2号に規定する固定資産投資額の要件を満たす場合には、当該事業者の工場等を指定工場等として指定するとともに、当該事業者及びその親会社又は当該事業者及びその子会社を指定事業者として認定することができる。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	雇用奨励金の交付
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市企業立地奨励条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第168号

【基準】

第6条及び第8条の規定による。

(雇用奨励金)

- 第6条 雇用奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数に対して交付する。ただし、指定工場等の指定を受けた日以後に人数が減じた場合は、これを減じた後の人数に対して交付する。
 - (1) 工場等の新設の場合 第3条第2項第1号に規定する従業員が、製造業にあっては10人を超える人数、製造業以外の事業にあっては5人を超える人数
 - (2) 工場等の増設の場合 第3条第2項第2号に規定する従業員が、製造業にあっては5人を超える人数、製造業以外の事業にあっては3人を超える人数
- 2 雇用奨励金は、指定を受けた日の属する年度の翌年度から4か年度以内までに、1人当たり 50万円を超えない範囲で交付し、その総額は1指定工場等について1億円を限度とする。 (奨励措置の申請等)
- 第8条 第5条から前条までに規定する奨励措置を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、奨励措置の可否及びその額を決定し、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	立地奨励金の交付
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市企業立地奨励条例 第8条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第168号

【基準】

第7条及び第8条の規定による。

(立地奨励金)

- 第7条 立地奨励金は、工場等の新設又は増設に係る固定資産投資額が2億円を超える場合に 交付する。
- 2 立地奨励金の額は、固定資産投資額に100分の10を乗じて得た額(その額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額は1指定工場等について5億円を限度とする。
- 3 立地奨励金は、指定工場等の指定を受けた日の属する年度の翌年度から規則で定めるところにより交付するものとする。

(奨励措置の申請等)

- 第8条 第5条から前条までに規定する奨励措置を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、奨励措置の可否及びその額を決定し、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市産業振興施設条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第174号

【基準】

第5条及び第9条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

- 第5条 産業振興施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第9条 市長は、第5条第1項の規定による使用の許可を受けようとする者、使用者又は利用者 が当該使用又は利用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、使 用の許可を取り消し、又は使用若しくは利用の停止若しくは制限をすることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (3) 施設等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
 - (4) 係員の指示に従わないとき。
 - (5) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (6) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
 - (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (8) その他管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日
--------	----

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市産業振興施設条例 第7条
例規番号	平成17年条例第174号

【基準】

第7条及び十和田市産業振興施設条例施行規則第7条の規定による。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第2項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第7条の規定により減額し、又は免除する基本使用料及び加算使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は国若しくは地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 匠工房において特産物製造等の体験指導又は実演のために使用する場合 使用料の 全額
 - (3) 収益を目的としない団体等が産業等の振興に寄与するために使用する場合 使用料の100分の70に相当する額
 - (4) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して使用する場合 使用料の100分の60に相当する額
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の100分の 30に相当する額
- 2 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、産業振興施設使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の減免を決定したときは、産業振興施設使用料減免決定 通知書(様式第5号)により通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市産業振興施設条例 第8条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第174号

【基準】

第8条及び十和田市産業振興施設条例施行規則第8条の規定による。

(使用料の環付)

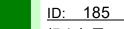
第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めると きは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第8条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに第11条に規定する産業振興施設使用取りやめ届の提出があったとき 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるときのほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の100分の30 に相当する額
- 2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、産業振興施設 使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、産業振興施設使用料還付決定 通知書(様式第7号)により通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市産業振興施設条例 第10条
例 規 番 号	平成17年条例第174号

【基準】

第10条の規定による。

(特殊物件の搬入等)

第10条 使用者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようと するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間 5日	
-----------	--

備考

設 定 年 月 日 令和	4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
--------------	---------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用許可事項の変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市産業振興施設条例施行規則 第10条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第142号

【基準】

第10条の規定による。

(使用の許可事項の変更)

- 第10条 使用者は、使用の許可事項を変更しようとするときは、産業振興施設使用許可変更申 請書(様式第10号)に既に交付されている産業振興施設使用許可書を添付し、あらかじめ市 長の許可を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請を許可したときは、産業振興施設使用許可変更許可書(様式第11号)を 交付するものとする。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市市民の家条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第175号

【基準】

第4条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可)

- 第4条 市民の家を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可をするときは、その使用について必要な条件を付すことができる。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日
備考	

 設 定 年 月 日 令和 4 年 3 月 31 日 最終変更年月日 年 月 日	設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	
---	-------	-----------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市市民の家条例 第6条
例 規 番 号	平成17年条例第175号

【基準】

第6条及び十和田市市民の家条例施行規則第7条の規定による。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第6条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 使用料の全額
 - (2) 次条の規定による減免対象団体の認定を受けた団体が、その目約達成のために集会室を使用する場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める場合 市長が定める額
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定による減免対象団体の認定を受けた場合にあっては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減額又は免除を決定したときは、減免決定通知書(様式第6号)を当該申請をした者に交付するものとする。

標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市市民の家条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第175号

【基準】

第7条及び十和田市市民の家条例施行規則第9条の規定による。

(使用料の環付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第9条 条例第7条ただし書の規定により還付する集会室の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の2日前までに使用許可取消届の提出があった場合 使用料の半額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、使用料還付決定通知書(様式第10号)を当該申請をした者に通知するものとする。

標準処	心理期間	3 日		
備考				

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要 使用許可事項の変更承認				
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市市民の家条例施行規則 第6条第1項			
例 規 番 号	平成19年規則第4号			

【基準】

第6条の規定による。

(使用の許可事項の変更等)

- 第6条 使用者は、条例第4条第2項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用許可事項変更承認申請書(様式第3号)に既に交付されている使用許可書を添付し、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用許可事項変更許可書(様式第4号)を当該申請をした者に交付するものとする。

標準処理期間	1日				
備考					
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	減免対象団体の認定
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市市民の家条例施行規則 第8条第1項
例規番号	平成19年規則第4号

【基準】

設定年月日

第8条の規定による。

(減免対象団体の認定等)

- 第8条 市長は、収益を目的をしない団体で次の各号のいずれかに該当するものを減免対象団 体として認定することができる。
 - (1) 市民の家周辺において地域的活動を行う町内会、子ども会及び婦人会並びにこれらに 類する団体
 - (2) 市に居住する60歳以上の者で構成する老人福祉の増進を図る団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

令和4年3月31日

- 2 前項の規定による減免対象団体の認定を受けようとする団体は、あらかじめ減免対象団体 認定申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その目的及び内容を審査し、適 当と認めたときは、減免対象団体認定書(様式第8号)を、当該申請をした団体に交付するも のとする。
- 4 減免対象団体の認定の期間は、減免対象団体認定書の交付の日から交付した日の属する年度の3月31日までとする。

標準外	処理期間	3日			
備考					

最終変更年月日

年

月

日

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流館条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第176号

【基準】

第6条及び第10条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

- 第6条 渓流館の物産コーナーを使用しようとする者及びレクチャールームを占用して使用 しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変 更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第10条 市長は、第6条第1項の許可を受けようとする者又は使用者が、渓流館の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、渓流館の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 第5条各号のいずれかに掲げる行為をし、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則又は第6条第2項の許可の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
 - (4) 渓流館の設置の目的又は使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流館条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第176号

【基準】

第8条及び十和田市奥入瀬渓流館条例施行規則第7条の規定による。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第7条 条例第8条の規定により減額し、又は免除する基本使用料及び加算使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は市が国若しくは他の地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が観光の振興に寄与するために使用する場合 使用料の 100分の70に相当する額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 市長が必要と認める額
- 2 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする使用者は、渓流館使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、渓流館使用料減免決定通知書(様式第7号)により当該使用者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

 設 定 年 月 日 令和 4 年 3 月 31 日 最終変更年月日 令和 6 年 4 月 1 日
--

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流館条例 第9条ただし書
例規番号	平成17年条例第176号

【基準】

第9条及び十和田市奥入瀬渓流館条例施行規則第8条の規定による。

(使用料の環付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第8条 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額。ただし、物産コーナーについて、使用の期間が1か月に満たない場合は、月額使用 料を30で除して得た額に、使用することができなくなった日数を乗じて得た額とする。
 - (2) 使用日の15日前(物産コーナーにあっては、3か月前)までに第9条に規定する渓流館使用取りやめ届の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認めた場合 市長が必要と認める額
- 2 使用料の還付を受けようとする使用者は、渓流館使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、渓流館使用料還付決定通知書(様式第9号)により当該使用者に通知するものとする。

標準処理期間	3日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流館条例 第11条
例 規 番 号	平成17年条例第176号

【基準】

第11条の規定による。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、渓流館の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入し、これを使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

標準処理期間	5日	
--------	----	--

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日
------------------	---------	---	---	---



処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬湧水館条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第177号

【基準】

第5条及び第6条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可)

- 第5条 湧水館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、湧水館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の取消し等)

- 第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者が、次の各号のいずれかに 該当する場合は、同項の許可を拒み、又は取り消し、若しくは停止することができる。
 - (1) 第4条各号のいずれかに該当する場合
 - (2) この条例、この条例に基づく規則の規定又は前条第2項の規定により付された許可の条件に違反した場合
 - (3) 偽りその他不正の行為により前条第1項の許可を受けた場合

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条 の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬湧水館条例 第7条
例規番号	平成17年条例第177号

【基準】

第7条の規定による。

(特別の設備等)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、湧水館の施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日
------------------	---------	---	---	---

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬湧水館条例 第8条第2項ただし書
例規番号	平成17年条例第177号

【基準】

第8条及び十和田市奥入瀬湧水館条例施行規則第7条の規定による。

(使用料)

- 第8条 使用者は、別表に定める使用料を第5条第1項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、 当該使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

設定年月日

- 第7条 条例第8条第2項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに前条の湧水館使用取消届の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めた場合 使用料の100分の50に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、湧水館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、湧水館使用料還付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処	型 期間	3日	
備考			

最終変更年月日

年

月

 \exists

令和 4 年 3 月 31 日



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬湧水館条例 第8条第3項
例規番号	平成17年条例第177号

【基準】

第8条及び十和田市奥入瀬湧水館条例施行規則第8条の規定による。

(使用料)

- 第8条 使用者は、別表に定める使用料を第5条第1項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、 当該使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第8条第3項の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をする使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は国若しくは他の地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が産業及び観光の振興に寄与するために使用する場合 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して使用する場合 使用料の100分の60に相当する額
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長が別に定める 額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、湧水館使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、湧水館使用料減免決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

|--|

処分の概要	使用許可事項の変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬湧水館条例施行規則 第5条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第232号

【基準】

第5条の規定による。

(使用許可事項の変更)

- 第5条 湧水館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、湧水館使用許可事項変更申請書(様式第3号)に既に交付されている使用許可書を添付し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、湧水館使用許可事項変更許可書(様式第4号)を交付するものとする。

標準処理期間	1日				
備考					
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第5条
例 規 番 号	平成17年条例第291号

【基準】

第5条及び第8条の規定による。

(行為の許可)

- 第5条 ろまんパークにおいて、次の各号に掲げるいずれかの行為をしようとする者は、市長 の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とす る。ただし、次条各号に掲げる施設において、第1号から第3号までに掲げる行為をするとき を除く。
 - (1) 行商、出店その他これに類する行為
 - (2) 興行その他これに類する行為
 - (3) 競技会、展示会、音楽会その他これに類する催しのためにろまんパークの施設の全部 又は一部を占用する行為
 - (4) 業として写真、映画等の撮影をする行為
 - (5) 営利を伴わない占用をする行為
 - (6) 印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示する行為
 - (7) 指定された場所以外の場所で、火気を使用する行為
 - (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておく行為
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、ろまんパークの管理上特に必要があると認める行為 (使用等の制限)
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用等の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) ろまんパークの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ろまんパークの管理上支障があると認めるとき。

標準処理期間	5日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第6条
例規番号	平成17年条例第291号

【基準】

第6条及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(使用の許可)

- 第6条 ろまんパークの施設のうち、次の各号に掲げるいずれかの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 四季彩館
 - (2) 味楽工房の乳製品加工室及び売場並びに食品加工室
 - (3) 一休館の多目的コーナー
 - (4) 屋外ステージ

(使用等の制限)

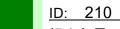
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用等の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) ろまんパークの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、ろまんパークの管理上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処理期間	1日	
--------	----	--

備考



処分の概要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第10条
例 規 番 号	平成17年条例第291号

【基準】

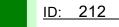
第10条の規定による。

(特別の設備等)

第10条 使用等の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、ろまんパークの使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

備考

 設 定 年 月 日 令和 4 年 3 月 31 日 最終変更年月日 年 月 日	設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	
---	-------	-----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第12条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第291号

【基準】

第12条及び十和田市奥入瀬ろまんパーク条例施行規則第9条の規定による。

(使用料の環付)

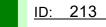
第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めると きは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第9条 条例第12条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用日の15日前までに前条に規定するろまんパーク使用取消届の提出があった場合 使用料の全額
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に適当であると認めた場合 使用料の100分の30 に相当する額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、ろまんパーク使用料還付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の還付を決定したときは、ろまんパーク使用料還付決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日 	設定年月日		最終変更年月日	年	月	
--------------------	-------	--	---------	---	---	--



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬ろまんパーク条例 第13条
例 規 番 号	平成17年条例第291号

【基準】

第13条及び十和田市奥入瀬ろまんパーク条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

- 第10条 条例第13条の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をするろまんパークの 使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 市が主催し、又は国若しくは他の地方公共団体と共催して使用する場合 使用料の全額
 - (2) 収益を目的としない団体等が観光及び産業の振興に寄与するために使用する場合 使用料の100分の70に相当する額
 - (3) 市が他の団体と共催し、経費の全部又は一部を市費で負担して使用する場合 使用料の100分の60に相当する額
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めた場合 市長が定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、ろまんパーク使用料減免申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、ろまんパーク使用料減免決定通知書(様式第11号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流温泉スキー場条例 第6条ただし書
例規番号	平成17年条例第186号

【基準】

第6条及び十和田市奥入瀬渓流温泉スキー場条例施行規則第4条の規定による。 (使用料)

第6条 スキー場施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を支払 わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、当該使用料の全部又は一部を減額 し、又は免除することができる。

(使用料の減免)

設定年月日

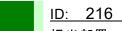
- 第4条 条例第6条ただし書の規定により減額又は免除(以下「減免」という。)をするスキー場施設の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が授業に使用する場合 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 学校の教職員が園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の引率により 使用する場合又は生徒等の指導のためにインストラクターが使用する場合(スキーリ フトに限る。) 使用料の全額
 - イ 生徒等が使用する場合(スキーリフトに限る。) 使用料の半額
 - (2) 十和田市又は十和田市教育委員会が主催し、又は共催する行事等に使用する場合 使 用料の全額
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が定める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、スキー場施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請によりスキー場施設の使用料の減免を決定したときは、スキー場施設 使用料減免決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

標準処理期間	3日
備考	

最終変更年月日

令和7年4月1日

令和 4 年 3 月 31 日



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市奥入瀬渓流温泉スキー場条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第186号

【基準】

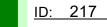
第7条及び十和田市奥入瀬渓流温泉スキー場条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第5条 条例第7条の規定により使用料を還付できる場合は、次に掲げるものとする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき。
 - (2) その他特に市長が認めたとき。

標準処理期	3日			
備考				



処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市営宇樽部キャンプ場条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第187号

【基準】

第4条及び第8条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)

第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

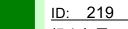
- 2 市長は、前項の許可をするときは、その使用について必要な条件を付すことができる。 (使用の許可の取消し等)
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャンプ場の使用の許可を拒み、若 しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合
 - (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認める場合
 - (3) キャンプ場の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認める場合
 - (4) 係員の指示に従わない場合
 - (5) 偽りその他不正な行為により、使用の許可を受けた場合
 - (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合
 - (7) 前各号に掲げるものほか、管理上支障があると認める場合

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

標準処	い 埋 期 間	1
備考		

設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市営宇樽部キャンプ場条例 第6条
例 規 番 号	平成17年条例第187号

【基準】

第6条の規定による。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

標準処理期間	3日					
--------	----	--	--	--	--	--

備考

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用許可事項の変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市営宇樽部キャンプ場条例施行規則 第6条第1項
例 規 番 号	平成17年規則第144号

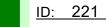
【基準】

第6条の規定による。

(使用の許可事項の変更)

- 第6条 キャンプ場を使用する者(以下「使用者」という。)は、使用の許可事項を変更しようとするときは、使用する日の7日前までに宇樽部キャンプ場使用許可事項変更許可申請書 (様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の使用の許可事項の変更を許可したときは、宇樽部キャンプ場使用許可事項変更許可書(様式第8号)を交付するものとする。

標準処理期間	1日				
備考					
設定年月日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市営宇樽部キャンプ場条例 第7条ただし書
例 規 番 号	平成17年条例第187号

【基準】

第7条及び十和田市営宇樽部キャンプ場条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の環付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めると きは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の還付)

- 第5条 条例第7条のただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなった場合 使用料の 全額
 - (2) 使用者がキャンプ場の使用許可事項の変更の許可を受けた場合において既納使用料に過納額を生じた場合 当該過納に相当する額
 - (3) 使用者が使用しようとする日の7日前までに第7条に規定する宇樽部キャンプ場使用 許可取消届の提出があった場合 使用料の全額
 - (4) 前各号に定めるもののほか、その他市長が特に必要と認めた場合 市長が必要と認める額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、字樽部キャンプ場使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請により使用料の還付を決定したときは、宇樽部キャンプ場使用料還付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

標準処	理期間	3日			
備考					

	設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	
--	-------	-----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	温泉受給の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第5条第1項
例規番号	平成17年条例第188号

【基準】

第5条の規定による。

(温泉受給の許可)

- 第5条 温泉の供給を受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないものとする。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 温泉施設をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、温泉施設の管理上支障があると認めるとき。
- 3 市長は、第1項の許可に、温泉施設の管理上必要な条件を付することができる。

標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	設計審査及び工事検査
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第9条及び第10条第1項
例規番号	平成17年条例第188号

【基準】

第9条及び第10条の規定による。

(給湯施設の工事)

第9条 受給者は、給湯施設の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に市長の検査を受けなければならない。

(温泉施設の工事)

設定年月日

- 第10条 受給者は、温泉施設に変更を加える工事の必要が生じたときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、受給者は、市長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に市長の検査を受けなければならない。
- 2 前項の工事に要する費用は、受給者の負担とする。

標準外	処理期間	30日	
備考			

最終変更年月日

年

月

日

令和4年3月31日

処分の概要	温泉施設工事の許可
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第188号

【基準】

第10条の規定による。

(温泉施設の工事)

- 第10条 受給者は、温泉施設に変更を加える工事の必要が生じたときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、受給者は、市長の設計審査を受け、かつ、工事竣工後に市長の検査を受けなければならない。
- 2 前項の工事に要する費用は、受給者の負担とする。

標準処理	期間 30 目	1		
備考				

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市温泉施設条例 第11条
例 規 番 号	平成17年条例第188号

【基準】

第11条及び十和田市温泉施設条例施行規則第6条の規定による。

(使用料の減免)

第11条 市長は、第8条第1項の規定により温泉の供給量を制限し、又は温泉の供給を停止した ときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができ る。

(使用料の減免)

- 第6条 条例第11条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第11条に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。
 - (1) 受給者の責めによらない理由により温泉を受給することができなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 3 市長は、第1項の使用料の減免を決定したときは、使用料減免決定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

標準処理期間	15日				
備考					
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	 年	 月	